

船舶事故調査報告書

令和3年2月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 憲吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	沈没
発生日時	令和2年1月26日 10時50分ごろ
発生場所	茨城県常陸那珂港東方沖 常陸那珂港北防波堤灯台から真方位027° 3.7海里（M）付近 （概位 北緯36° 26.5′ 東経140° 39.5′）
事故の概要	プレジャーボートHIGH BRIDGEⅢは、漂流中、機関室から浸水して沈没した。
事故調査の経過	令和2年2月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート HIGH BRIDGEⅢ、5トン未満 235-27414茨城、個人所有 9.07m（Lr）×2.90m×1.01m、FRP ディーゼル機関2基、合計205.8kW、平成3年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許年月日 平成2年8月30日 免許証交付日 令和元年11月14日 （令和7年8月29日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、全員が救命胴衣を着用のうえ、釣りの目的で、令和2年1月26日06時40分、常陸那珂港東方沖の釣り場に向けて茨城県水戸市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出港した。 船長は、08時30分ごろ、釣り場に到着し、船首からシーアンカーを投入し、機関を中立運転として、知人2人とともに釣りを開始した。

	<p>船長は、10時30分ごろ、本船の船尾側が沈んでいることに気づき、機関室内を確認したところ、約7割水没しているのを認めたので、全員でバケツにより排水を試みたが、浸水が止まらず、乗船者全員が海中に飛び込んで、間もなく、10時50分ごろ、本船は、沈没した。</p> <p>船長及び知人2人は、付近にいた遊漁船に全員救助され、同遊漁船の船長によって海上保安庁に通報された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故の2週間前、左舷機がオーバーヒートし、本件マリーナに取り外して、原因となった左舷過給機の排気タービン冷却管の破口を修理する目的で、本件マリーナの整備員により、同過給機が取り外された状態であった。</p> <p>船長は、本事故当日、右舷機のみで航行するつもりで、本件マリーナ社長に依頼し、取り外されていた本船を着水させて出港した。</p> <p>船長及び本件マリーナ社長は、取り外された本船の左舷機が修理中との認識があったが、左舷機の過給機が取り外されていることを知らず、右舷機のみで航行可能と思った。</p> <p>船長は、機関室の発航前点検を行っていなかったため、本船を着水させると、左舷機の過給機を取り外した箇所から機関室に浸水する状態になっていることに気付かなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし <p>本船は、左舷機の過給機が修理の目的で取り外された状態で、常陸那珂港東方沖において漂流中、船長が右舷機のみで航行可能と思い、出航したことから、左舷機の過給機を取り外した箇所から浸水して沈没したものと考えられる。</p> <p>船長及び本件マリーナ社長は、取り外された本船の左舷機が修理中との認識があったが、左舷機の過給機が取り外されていることを知らなかったことから、右舷機のみで航行可能と思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、左舷機の過給機が修理の目的で取り外された状態で、常陸那珂港東方沖において、本船が漂流中、船長が右舷機のみで航行可能と思い、出航したため、左舷機の過給機を取り外した箇所から浸水して沈没したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、修理中の船舶を使用しないこと。 ・船長は、発航前点検を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

